

【表紙】

【提出書類】	公開買付報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月 1 日
【報告者の氏名又は名称】	株式会社BCJ-86
【報告者の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 パレスビル 5 階
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 パレスビル 5 階
【電話番号】	03-6212-7070
【事務連絡者氏名】	代表取締役 杉本 勇次
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	該当事項はありません。
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社BCJ-86 (東京都千代田区丸の内一丁目 1 番 1 号 パレスビル 5 階) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号) 株式会社名古屋証券取引所 (名古屋市中区栄 3 丁目 8 番 20 号)

- (注 1) 本書中の「公開買付者」とは、株式会社BCJ-86をいいます。
- (注 2) 本書中の「対象者」とは、トランコム株式会社をいいます。
- (注 3) 本書中の記載において、計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は必ずしも計数の総和と一致しません。
- (注 4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成 2 年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。
- (注 7) 本書中の「株券等」とは、株式及び新株予約権に係る権利をいいます。
- (注 8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注 9) 本書中の「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第 1 条第 1 項各号に掲げる日を除いた日をいいます。
- (注10) 本書の提出に係る公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）は、日本で設立された会社である対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）及び新株予約権を対象としております。本公開買付けは、日本法で定められた手続及び情報開示基準を遵守して実施されますが、これらの手続及び基準は、米国における手続及び情報開示基準とは必ずしも同じではありません。特に米国1934年証券取引所法（Securities Exchange Act of 1934. その後の改正を含み、以下「米国1934年証券取引所法」といいます。）第13条(e)項又は第14条(d)項及び同条の下で定められた規則は本公開買付けには適用されず、本公開買付けはこれらの手続及び基準に沿ったものではありません。本書及び本書の参照書類に含まれ又は言及されている全ての財務情報は米国の会計基準に基づくものではなく、米国の会計基準に基づいて作成された財務情報と同等又は比較可能であるものとは限りません。また、公開買付者は米国外で設立された法人であり、その役員の一部又は全部は米国居住者ではないため、米国の証券関連法に基づき発生する権利又は要求を行使することが困難となる可能性があります。米国の証券関連法の違反を根拠として、米国外の法人及びその役員に対して、米国外の裁判所において法的手続を取ることができない可能性があります。加えて、米国外の法人並びに当該法人の子会社及び関連者（affiliate）に米国の裁判所の管轄が認められるとは限りません。

- (注11) 本公開買付けに関する全ての手続は、特段の記載がない限り、全て日本語において行われるものとします。本公開買付けに関する書類の全部又は一部については英語で作成されますが、当該英語の書類と日本語の書類との間に齟齬が存した場合には、日本語の書類が優先するものとします。
- (注12) 本書には、米国1933年証券法（Securities Act of 1933。その後の改正を含みます。）第27 A条及び米国1934年証券取引所法第21 E条で定義された「将来に関する記述」（forward-looking statements）が含まれています。既知若しくは未知のリスク、不確実性又はその他の要因により、実際の結果が「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等と大きく異なることがあります。公開買付者又はその関連者（affiliate）は、「将来に関する記述」として明示的又は黙示的に示された予測等が結果的に正しくなることをお約束することはできません。本書中の「将来に関する記述」は、本書提出日時点で公開買付者が有する情報を基に作成されたものであり、法令又は金融商品取引所規則で義務付けられている場合を除き、公開買付者又はその関連者は、将来の事象や状況を反映するために、その記述を更新したり修正したりする義務を負うものではありません。

1【公開買付けの内容】

(1)【対象者名】

トランコム株式会社

(2)【買付け等に係る株券等の種類】

(1) 普通株式

(2) 新株予約権

2014年5月26日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第1回新株予約権（以下「第1回新株予約権」といいます。）（行使期間は2014年6月10日から2044年6月9日まで）

2015年4月27日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第2回新株予約権（以下「第2回新株予約権」といい、第1回新株予約権及び第2回新株予約権を総称して「本新株予約権」といいます。）（行使期間は2015年5月12日から2045年5月11日まで）

(3)【公開買付期間】

2024年9月18日（水曜日）から2024年10月31日（木曜日）まで（30営業日）

2【買付け等の結果】

(1)【公開買付けの成否】

本公開買付けにおいては、本公開買付けに応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の数の合計が買付予定数の下限（3,508,200株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行わない旨の条件を付しておりましたが、応募株券等の数の合計（4,585,585株）が買付予定数の下限（3,508,200株）以上となりましたので、公開買付開始公告及び公開買付届出書（2024年9月30日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書及び2024年10月11日付で提出された公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。）に記載のとおり、応募株券等の全部の買付け等を行います。

(2)【公開買付けの結果の公告日及び公告掲載新聞名】

法第27条の13第1項の規定に基づき、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により、2024年11月1日に、本公開買付けの結果を報道機関に公表いたしました。

(3)【買付け等を行った株券等の数】

株券等の種類	株式に換算した応募数	株式に換算した買付数
株券	4,585,585（株）	4,585,585（株）
新株予約権証券	-	-
新株予約権付社債券	-	-
株券等信託受益証券（ ）	-	-
株券等預託証券（ ）	-	-
合計	4,585,585	4,585,585
（潜在株券等の数の合計）	-	（ - ）

(4) 【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
報告書提出日現在における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (a)	45,855
a のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (b)	-
b のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (c)	-
報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)	26,940
d のうち潜在株券等に係る議決権の数 (個) (e)	-
e のうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数 (個) (f)	-
対象者の総株主等の議決権の数 (2024年 3 月31日現在) (個) (g)	93,553
買付け等後における株券等所有割合 ((a + d) / (g + (b - c) + (e - f)) × 100) (%)	77.53

(注 1) 「報告書提出日現在における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数 (個) (d)」は、各特別関係者 (ただし、特別関係者のうち法第27条の2 第 1 項各号における株券等所有割合の計算において府令第 3 条第 2 項第 1 号に基づき特別関係者から除外される者を除きます。) が所有する株券等に係る議決権の数の合計を記載しております。

(注 2) 「対象者の総株主等の議決権の数 (2024年 3 月31日現在) (個) (g)」は、対象者が2024年 6 月19日に提出した第67期有価証券報告書に記載された2024年 3 月31日現在の総株主の議決権の数 (1 単元の株式数を100株として記載されたもの) です。ただし、本公開買付けにおいては単元未満株式 (ただし、対象者が所有する単元未満の自己株式を除きます。) 及び本新株予約権の行使により発行又は移転される可能性のある対象者株式についても本公開買付けの対象としていたため、「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が2024年10月28日に公表した2025年 3 月期第 2 四半期決算短信〔日本基準〕(連結) (以下「対象者第 2 四半期決算短信」といいます。) に記載された2024年 9 月30日現在の対象者の発行済株式総数 (10,324,150株) に、同日現在残存し行使可能な本新株予約権 (対象者によれば第 1 回新株予約権 143個及び第 2 回新株予約権98個) の目的となる対象者株式の数 (24,100株) を加算した株式数 (10,348,250株) から、対象者第 2 四半期決算短信に記載された同日現在の対象者が所有する自己株式数 (959,496株) (なお、当該自己株式数には、対象者の「株式給付信託 (J - E S O P) 」及び「株式給付信託 (B B T) 」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行 (信託 E 口) が保有する対象者株式 (119,232株) を含めておりません。) を控除した株式数 (9,388,754株) に係る議決権の数 (93,887個) を分母として計算しております。

(注 3) 「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

(5) 【あん分比例方式により買付け等を行う場合の計算】

該当事項はありません。

以 上